

鳥取縣公報

本書ノサハ國定規格 A5判

昭和二十四年七月二十二日
第二千三百十号
金曜日

規則

◇鳥取縣規則第六十八号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基き鳥取縣指定飼料生産業者登録手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣指定飼料生産業者登録手数料徴收規則

第一條 指定飼料生産業者の登録票の交付を受けた者はこの規則の定めるところにより手数料を納付しなければならぬ。但し登録票の亡失等による再交付の場合はこの限りひなす。

第二條 登録手数料は次に定める額とする。
指定飼料生産業者登録手数料 一票につき 五百円

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 各 麻 長
各 各 政 事 務 所

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第一号縣の執務時間及び職員の勤務時間に關する規程の特例に關する規程を次のように定める。

第三條 手数料は登録票の交付を受けたときに納付しなければならぬ。
既納の手料は如何なる理由があつても還付しない。
附 則
この規則は公布の日から施行する。

00894

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年一月鳥取縣訓令甲第一号縣の執務時間及び職員の勤務時間に関する規程の特例に関する規程
 第一條 夏季における職員健康を維持するためこの規程によつて勤務時間を臨時に短縮する特例を定めるものとする。

第二條 この規程による特例期間は昭和二十四年七月二十三日より同年十月一日までの間とし勤務時間は一週間について四十四時間とする。

第三條 前條による勤務時間の割振については土曜日の午後零時十五分までの勤務とする。

第四條 現業その他特別の事務を所掌する職等において前條に依り難い場合は所属長は知事の承認を得て別に定めることができる。

附則

この規程は公布の日から施行し昭和二十四年十月二日以降その効力を失う。

告示

鳥取縣告示第三百八十七号

石けん配給規則第七條の規定により卸売予約券に記載した人員の合計を次のように公表する。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治
 五拾八万七千三百九拾八人

鳥取縣告示第三百八十八号

石けん配給規則第七條によつて石けん卸売業者登録の結果次のように決定し昭和二十四年七月十五日登録票を交付した。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 住所 氏名
 1 鳥取市東品治町 一九ノ五 鳥取縣購買農業協同組合連合会 中田 吉雄

00895

- 2 同元魚町一丁目二一 鳥取縣石けん卸商業協同組合 松田 恒藏
- 3 米子市尾高町四七 米子石けん卸売株式会社 代表者 神庭 常吉
- 4 同道笑町二丁目二七 三榮物産株式会社 代表者 森 正雄
- 5 東伯郡倉吉町 東伯石けん卸売株式会社 社長 田中 善次郎
- 6 米子市博勞町一丁目九一 鳥取縣生活必需品商業協同組合連合会米子支部代表者佐伯文次郎
- 7 東伯郡倉吉町 東伯郡購買農業協同組合連合会 会長 磯江 義博
- 8 鳥取市本町四丁目四一 氣高生必商業協同組合 理事長 山根 仲藏

鳥取縣告示第三百八十九号

昭和二十四年七月一日六月臨時縣会の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出予算(同日づけ追加予算も含む)及び昭和二十四年度特別会計災害救助基金歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計男女青少年團體事業資金歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計教育資金歳入歳出予算、

昭和二十四年度特別会計就學獎勵資金歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計學校生徒獎勵資金歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計縣立実業學校実習費歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計印刷事業費歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計創作農創設維持獎勵資金歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計畜牛増殖獎勵事業費歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計無畜農家解消事業費歳入歳出予算、昭和二十四年度特別会計縣立中央病院事業費歳入歳出予算は次の通りである。

昭和二十四年七月二十二日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年度鳥取縣歳入歳出予算

款	項	子	算	額	備考
1 歳入	1 獨立税			666,047.457	
				353,716.141	
				5,318.316	
2 田賦税					
3 地方配付税					
				307,013.000	

2 公營企業及財産收入	4,772,985	1 納付金	8,155,744
1 財産收入	4,772,985	2 弁償金及報償金	815,760
3 分担金及負担金	1,977,880	3 償還金	6,855,205
1 分担金	200,000	4 延滞金	200,000
2 負担金	1,777,880	5 物品売却代	31,621,588
4 使用料及手数料	83,180,678	6 雑入	25,466,801
1 使用料	48,574,126	10 縣債	461,430,000
2 手数料	34,606,552	1 縣債	461,430,000
5 国庫支出金	1,113,089,300	歳入合計	2,438,960,000
1 国庫負担金	350,736,864	歳出	
2 国庫補助金	762,352,436	1 議会費	17,097,869
6 寄附金	29,360,254	1 縣会議費	10,898,865
1 寄附金	29,360,254	2 委員会費	4,621,264
7 繰入金	40,000	3 政務調査会費	1,534,690
1 特別会計繰入金	40,000	4 公聴会費	43,050
8 繰越金	6,446,398	2 県庁費	213,953,924
1 前年度繰越金	6,446,398	1 縣職員費	204,317,476
9 雑収入	72,615,098	2 地方事務所費	4,384,320

96800

3 東京連絡所費	272,800	5 教育費	605,153,443
4 監査委員費	1,193,708	1 教育委員会費	15,499,108
5 諸費	3,785,630	2 教育委員会支所費	1,140,600
3 警察消防費	3,259,242	3 小学校費	274,856,804
1 公安委員会費	2,569,242	4 中学校費	161,717,179
2 消防費	690,000	5 高等学校費	71,377,168
4 土木費	961,662,720	6 定時制高等学校費	21,551,015
1 土木出張所費	1,071,372	7 夜間高等学校費	2,867,855
2 境港務所費	117,520	8 特殊学校費	5,311,184
3 道路橋梁費	94,270,172	9 通信教育費	483,240
4 河川費	110,711,192	10 図書館費	1,270,640
5 港湾費	28,733,052	11 図書館分館費	971,640
6 砂防費	24,656,000	12 図書館日野分館設置費	300,000
7 産業開発調査費	2,840,000	13 科学館費	946,000
8 都市計画費	6,319,700	14 科学館充実費	450,000
9 災害土木費	681,753,700	15 社会教育費	1,967,930
10 建築費	1,054,148	16 教育研究指導費	1,130,000
11 土木諸費	10,136,864	17 教育調査費	563,037

76800

18 教育研究所費	50,000	3 傳染病予防費	7,537,050
19 体育保健費	2,710,900	4 結核予防費	1,901,730
20 教育施設費	8,441,449	5 診療所費	344,300
21 教育諸費	20,511,694	6 性病予防費	2,293,200
22 恩給費	11,036,900	7 鼠疫昆虫驅除費	7,197,334
6 社会及勞働施設費	70,145,021	8 衛生統計費	534,125
1 生活保護費	13,786,376	9 公衆衛生取締費	1,673,400
2 社会福祉費	7,580,250	10 藥務取締費	900,700
8 兒童福祉費	10,078,576	11 衛生諸費	2,862,550
4 国民健康保險費	431,700	8 産業經濟費	413,414,393
5 世話費	1,617,840	1 農業費	51,633,285
6 勞政費	6,114,016	2 畜産業費	17,122,899
7 職業安定費	6,727,532	3 林業費	121,954,830
8 住宅費	24,008,732	4 水産業費	24,371,896
9 公園費	80,000	5 蚕業費	17,608,220
7 保健衛生費	32,073,397	6 商工業費	12,825,118
1 保健所費	5,783,938	7 物資調整費	2,943,706
2 健民費	1,045,000	8 農地制度改革費	36,694,220

9 開拓事業費	47,221,953	4 縣政企画調査費	1,339,000
10 耕地事業費	78,602,267	5 公報活動費	1,444,000
11 農業協同組合事業費	2,635,999	6 渉外費	1,698,483
9 財産費	3,113,000	7 繰出金	3,398,586
1 財産管理費	3,113,000	8 賣入に発行費	1,749,971
10 統計調査費	16,587,636	9 雜支出	100,000
1 統計調査費	16,587,636	14 予備費	200,000
11 選挙費	1,254,800	1 予備費	200,000
1 選挙管理委員會費	254,800	繰出合計	2,433,960,000
2 衆議院議員選挙費	1,000,000		
12 公債費	59,457,724		
1 元利償還金	57,452,324		
2 利子	1,746,000		
3 諸費	259,400		
13 諸支出金	41,587,831		
1 財政調査費	112,000		
2 徵稅費	27,434,791		
3 地方振興費	4,311,000		

66800

00600

1 償還金	89,288	1 男女青少年団体事業費	3,655
5 元資受入金	1	1 育成費	3,655
1 元資受入金	1	歳出合計	3,655
歳入合計	1,531,714	昭和24年度特別会計教育資金歳入歳出予算	
歳 出		歳 入	
1 社会及労働施設費	463,241	1 公営企業及財産収入	723
1 災害救助費	463,241	1 諸収入	723
2 諸支出金	1,068,473	2 繰越金	12,676
1 基金編入金	1,068,473	1 前年度繰越金	12,676
歳出合計	1,531,714	3 雑収入	1
昭和24年度特別会計男女青少年団体事業 奨励資金歳入歳出予算		1 雑収入	1
歳 入		歳入合計	13,400
1 公営企業及財産収入	712	歳 出	
1 諸収入	712	1 教育資金事業費	13,400
2 繰越金	2,943	1 奨励費	13,000
1 前年度繰越金	2,943	2 療治料	400
歳入合計	3,655	歳出合計	13,400
歳 出		昭和24年度特別会計就学奨励資金歳入歳出予算	

10600

1 公企業及財産収入	313	歳入合計	307
1 諸収入	313	歳 出	
2 国庫支出金	18,000	1 学校生徒奨励費	307
1 補助金	18,000	1 奨励費	307
3 繰越金	3,827	歳出合計	307
1 前年度繰越金	3,827	昭和24年度特別会計県立実業学校実習費歳入歳出予算	
歳入合計	22,140	歳 入	
歳 出		1 公営企業及財産収入	6
1 就学奨励事業費	22,140	1 諸収入	6
1 事業費	22,140	2 繰越金	6,000
歳出合計	22,140	1 前年度繰越金	6,000
昭和24年度特別会計学校生徒奨励資金歳入歳出予算		3 雑収入	1,910,326
歳 入		1 物品売拂代	1,910,326
1 公営企業及財産収入	306	歳入合計	1,916,332
1 諸収入	306	歳 出	
2 繰越金	1	1 県立学校実習費	1,916,332
1 前年度繰越金	1	1 県立学校実習費	1,916,332
歳出合計	1	歳出合計	1,916,332

20600

昭和24年度特別會計印刷事業費歳入歳出予算		
歳 入		
1 事業収入	5,898,602	
1 事業収入	5,898,602	
2 雑収入	1	
1 雑収入	1	
3 繰越金	50,000	
1 前年度繰越金	50,000	
歳入合計	5,948,603	
歳 出		
1 事業費	5,908,603	
1 事業費	5,908,603	
2 諸支出金	40,000	
1 繰出金	40,000	
歳出合計	5,948,603	
昭和24年度特別會計自作農創設維持奨励資金歳入歳出予算		
歳 入		
1 国庫支出金	41,985	
歳入合計	41,985	
歳 出		
1 国庫補助金	41,985	
歳入合計	41,985	
1 公債費	41,985	
1 元利償還金	41,985	
歳出合計	41,985	
昭和24年度特別會計畜牛増殖奨励事業費歳入歳出予算		
歳 入		
1 使用料及手数料	1,358,000	
1 使用料	1,358,000	
2 繰越金	10,001	
1 前年度繰越金	10,001	
3 雑収入	250,000	
1 物品売拂代金	250,000	
歳入合計	1,618,001	
歳 出		
1 事業費	1,608,001	
1 事業費	1,608,001	

20600

昭和24年度特別會計無畜農家解消事業費歳入歳出予算		
歳 入		
1 繰越金	1,116	
1 前年度繰越金	1,116	
2 雑収入	2,169,100	
1 物品売拂代金	2,169,100	
歳入合計	2,170,216	
歳 出		
1 事業費	2,170,216	
1 事業費	2,170,216	
歳出合計	2,170,216	
昭和24年度特別會計縣立中央病院事業費歳入歳出予算		
歳 入		
1 使用料及手数料	14,107,257	
1 使用料	14,107,257	
歳入合計	14,107,257	
歳 出		
2 繰入金	1,973,566	
1 一般会計繰入金	1,973,566	
3 繰越金	20,000	
1 前年度繰越金	20,000	
4 雑収入	50,000	
1 雑 入	50,000	
5 縣 債	6,000,000	
1 縣 債	6,000,000	
歳入合計	22,150,823	
歳 出		
1 縣立病院費	20,177,257	
1 病院費	14,177,257	
2 拡充費	6,000,000	
2 公債費	1,973,566	
1 元利償還金	1,953,566	
2 諸 費	20,000	
歳出合計	22,150,823	

鳥取縣告示第三百九十号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名

鳥取縣岩美郡浦富町二五三九の一五

浦富町漁業協同組合

組合長理事 木 山 竹 治

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第二四号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣岩美郡浦富町二五三九の一五

浦富町漁業協同組合

鳥取縣告示第三百九十一号

昭和二十四年四月鳥取縣告示第二百十三号「兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用」のうち昭和二十四年度第一、四半期各施設別事務費の月額限度につき次の施設を追加する。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別 施設名

所在地

月 額

保育所 淀江保育園 西伯郡淀江町 三五、二七九円

鳥取縣告示第三百九十二号

兒童福祉法第二十四條の措置により保育所に入所した者及び第二十三條の措置により母子寮に入所した者で当該母子寮に設けられた保育所に準ずる設備において保育されている児童に対する給食のため支出する費用の基準を次のように定める。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

乳 児 (一人一日) 二五円
幼 児 (同) 四円

鳥取縣告示第三百九十三号

兒童福祉法第二十三條、第二十四條及び第二十七條第一項第三号の規定による措置等のため支出する費用のうち昭和二十四年度第二、四半期各施設別事務費の月額限度を次の通りとする。

昭和二十四年七月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設種別 施設名 所在地 月 額

母子寮 鳥取母子寮 鳥取市 一六、三八三円

同 米子同 米子市 一一、三八九

同 岩美寮 岩美郡岩井町 五、〇九三

同 修立保育園 鳥取市 一八、六六六

同 双葉同 同 一五、六八五

同 富桑同 同 二〇、一四五

同 みたから同 同 一五、四九四

同 母子寮保育所 同 七、九九二

同 賀露保育園 同 二〇、五八四

同 久松同 同 二八、九〇〇

同 小さな花園 同 二八、二六一

同 甘露園 同 一一、八二八

同 愛光園 同 一四、三〇八

同 仁慈保幼園 米子市 一五、五六七

同 米子市立保育所 同 一三、六一九

同 上井保育園 東伯郡上井町 三三、八七〇

同 赤碕同 同赤碕町 三二、二二〇

同 建徳同 西伯郡外江町 一八、三七七

同 榊檀同 同境町 九、五八七

同 香寶寺同 東伯郡津村 二二、一一三

同 渡善々園 西伯郡渡村 三一、〇九五

同 鳥取育兒院 鳥取市 四八、〇九八

同 聖園天使園 米子市 二六、八四六

同 因伯保兒院 東伯郡倉吉町 一六、二三三

同 光徳天心学院 西伯郡光徳村 二、五六一

同 獎徳学校 米子市 四八、六一二

◇鳥取縣告示第三百九十四号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により日野郡根雨町長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

記

住所	氏名
鳥取市東品治町一〇四ノ一	島谷誠男
岩美郡浦富町一二四九ノ二	白岩八郎
日野郡神奈川村武庫四八四ノ一	追補責任神奈川村森林組合
米子市明治町一〇	鳥取縣枕木協同組合
鳥根縣邑智郡川本町川本五二九ノ二	作見峯松

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第二十号

第五回鳥取縣選舉管理委員會を次のように招集する。
昭和二十四年七月二十二日
鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸
一、招集日時 昭和二十四年七月二十九日午後一時

昭和二十四年七月二十二日から
同年同月二十七日まで

◇鳥取縣告示第三百九十五号

木材業者及び製材業者登録規則第四條の規定により次のように登録した。

昭和二十四年七月二十二日	鳥取縣知事	西尾愛治
木材業者	登録番号	營業所工場的位置
別	年月日	
鳥取縣24受林	昭和二十四年七月二十二日	住所に同じ
第一八六〇号	同	
同 一八六一号	同	
同 一八六二号	同	
同 一八五〇号	同	
同 一九〇八号	同	日野郡大宮村寶谷九九四ノ一

一、招集の場所 鳥取縣庁
二、附議事項 農地委員會委員の総選舉について

正誤

昭和二十四年七月五日鳥取縣公報第二千二十五号二頁下段九行目様式中第二段建設「費」を建設「地」に同棟中「四」を削除

昭和二十四年七月二十二日
昭和二十四年七月二十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十
第三種郵便物認可)

發行者 鳥取縣鳥取市東町縣
印刷所 鳥取縣鳥取市東町縣